

令和2年第8回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年8月31日（月）午後2時00分

場 所 表郷公民館

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
15番	塩田一也	委員	16番	秋元幸一	委員
18番	北野唯道	委員	19番	矢野正則	委員

欠席農業委員（1名）

17番 砂塚 功 委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

茂木一男	委員	高橋 亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木 實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷 昭	委員	緑川喜文	委員
和知俊一	委員	鈴木滋夫	委員
穂積 正	委員	高久 亨	委員
円谷隆男	委員	大戸文治	委員
市川哲夫	委員	藤田康次	委員
梨本清太	委員		

欠席農地利用最適化推進委員（なし）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆さん、お疲れさまでございます。本日も大変ご多用の中、また暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ではありますが、本日もご出席の委員さん、皆さんおそろいでございますので、これより始めさせていただきたいと思っております。

農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、只今から令和2年第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が1件、第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が4件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が1件、合わせて13件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

梅雨の長雨が終わった後、暑い日が続いて、ここ何日かはまだましかなというような状態で、皆さんも体調の管理が大変だったと思います。

本日は13件の審議ということで、よろしく願いします。

また、福島県でもコロナの感染者がかなり増えてきており、身近な存在になってしまっていて怖いところではありますが、手洗い、マスク、いろんなところで正しい予防を徹底していただきたいと思っております。よろしく願いします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名でございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、15番、塩田一也委員、16番、秋元幸一委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

17番、砂塚功委員の1名であります。

◎議案第1号

会 長 議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（真船主任主査） それでは、3ページをご覧ください。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷（昭）委員 五箇地区担当の深谷です。

去る8月15日、有賀委員と設定人、被設定人と現地で立会いを行いました。申請内容どおりということで、何ら問題ないと思います。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、5ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古閑地区担当推進員の穂積です。

今回の申請は、設定人、被設定人は親子関係であり、双方とも間違いのないことでした。去る8月23日、深谷委員と現地調査を行い被設定人と3名で確認しました。周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、10ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

藤田委員 東釜子地区の藤田です。

去る8月24日に小松委員と現地確認をいたしました。譲受人、譲渡人立会いの下、現地確認いたしました。申請内容については間違いのないことです。周辺農地については特に影響はないと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、15ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る8月26日、砂塚委員と現地調査を行いました。譲受人、譲渡人が立ち会い、申請内容について間違いのないことを確認しました。申請地は休耕中の田であります。申請地左側には譲渡人の母親名義の休耕中の田がありますが、今後耕作する予定はないとのことです。日照及び排水は問題ないと思われ、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、20ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当の推進委員、十文字です。

今回の申請について、去る8月23日に小泉委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人には電話で確認し、申請の内容について問題ないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、25ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区の担当推進委員の高橋です。

今回の申請について、去る8月29日に早津委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は共に郡山市に住んでいるため、電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。申請地の周囲は宅地で、駐車場の利用として今回の申請については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、30ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断します。

許可基準は第1種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区推進委員の十文字です。

今回の申請について、去る8月23日に小泉委員と現地調査を行いました。また、設定人、被設定人に電話で確認し、申請内容について問題ないとのことでした。今回の申請による農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、35ページをご覧ください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断します。転用許可の基準といたしましては、第1種農地の規定、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当推進委員の高橋です。

今回の申請について、去る8月21日に早津委員と現地調査を行いました。設定人とお会いし、被設定人とは電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないとのことでした。申請地は休耕中で、短期間での一時転用の工事作業用地として利用するため、今回の対応について農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議お願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

40ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和2年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（三浦副主査） それでは、42ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第1号朗読】

以上の案件につきましては、8月11日に表郷金山地区担当委員の橋本委員、鈴木委員立ち会いの下あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号並びに所有権の移転第2号から第4号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号並びに所有権の移転第2号から第4号について原案のとおり承認します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

43ページをご覧ください。

議案第4号 白河農業振興地域整備計画の承認について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので審議するものとする。令和2年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 農業振興地域整備計画の変更その1について、事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、44ページをご覧ください。

【その1朗読】

申請地につきましては、農業振興地域の変更を行った場合、農地区分は第1種農地となるものと判断いたします。

転用許可の見込みについてでございますが、立地基準許可方針では例外規定の地域整備法の定めるところに従って行われる場合の地域未来投資促進法計画事業に該当するものと判断いたします。

次に、実際に農地転用を許可する場合、一般基準について、あわせて基準に適合するかを判断することになりますが、行政庁の免許及び法令の協議については今後協議予定であり、計画面積の妥当性については、前述の法律の承認を受けており、妥当と思われま

す。周辺農地等に係る営農条件につきましては、計画による農地の蚕食分断はなく、緩衝緑地を設けていることから土砂の流出のおそれは支障がないものと思われま

す。農地転用の許可の見込みについては、許可の見込みがあるものと判断いたします。

以上でございます。

会長 この案件につきましては市長より農業委員会の意見を求められており、先日、運営委員会で現地調査並びに協議を行いました。その協議結果について事務局より報告をさせま

事務局（三浦副主査） 白河農業振興地域整備計画の変更につきましては、去る8月20日、運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域からの除外について現地調査を行い、農政及び企業立地担当者からの説明を受けました。

審議の結果、運営委員会としては、計画の規模から、より慎重を期すため、地権者説明会後の9月5日に予定されている周辺地域への事業計画説明会に地区担当委員に参加していた

だいて地域住民の声を聞き、再度、運営委員会を開き審議することが適当と判断し継続審議とすることといたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありましたが、他にご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、継続審議とした旨、市へ報告いたします。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なしの声がありましたが、それでは事務局より農地利用状況調査について説明を願います。

事務局長 それでは、事務局より今年度の農地利用状況調査について、調査報告を担当の三浦より説明させていただきます。

なお、説明が終わりました後、質疑応答に移りますので、よろしくお願いいたします。

事務局(三浦副主査) それでは、利用状況調査について説明いたします。

皆様のお手元に地番図とファイルをお配りいたしました。ファイルの中には調査日誌と利用状況調査資料、その後ろに農地一覧リストが入っております。

1枚目、調査日誌の次、1ページ目をご覧ください。

調査方法、内容については昨年と変更ありません。1番、地番図を基に現地を確認していただき、2番、現地の状況を4段階4色で判定していただきます。3番、その判定の内容を記入していただき、4番、調査の日付を記録していただいて終了です。

2ページの地番図記載例をご覧ください。

周囲の様子が分かりやすいよう、地番図の背景を変更いたしました。航空写真の時期につきましては、おおよそ昨年、令和元年の11月頃です。ほかには変更ありません。昨年までの調査結果が色別で載っていますので、地番図内の農地を全て調査いたします。

判定の区分についてですが、3ページをご覧ください。

区分は、赤、黄色、緑、耕作の4段階です。赤と黄色が荒廃農地で、現状で利用がなく、

作物の栽培が不可能なほど荒れている農地です。その中でも、整地や客土を行えば農地として再生利用が見込める農地は黄色、山林・原野化し農地に復元して利用するのが非常に困難な土地や、再生したとしても利用の見込みがないような土地は赤判定になります。

作付されていなかったとしても、きちんと管理されている土地や、草刈りや普通にうなっ
て利用できるようになる土地は荒廃農地ではありません。荒廃していない農地も2種類あり
まして、特に問題なく耕作されている農地は色なし、まばらに果樹が植えられているなど、
周辺の農地と比べて利用の程度が低い農地は緑です。

次に、1ページに戻りまして、判定結果の記録の仕方ですが、3色のシールを地番図上に
貼っていただき、農地一覧リストにも記入をお願いいたします。昨年の調査の際に判定結果
が変わっていない土地に前年と同じ色のシールを貼っていただいたところもありましたが、
変わっていない土地についてはそのままにしておいていただいて構いません。記録していた
だくのは、前の年の判定と変化があったところ、前年と比較して悪化しているか状況がよく
なっている土地だけで構いません。

なお、農地として荒れているのではなく、既に建物が建っていたり、駐車場になっている
などの転用されている土地につきましては、色づけせずにその旨を記入していただけると助
かります。

最後に日誌ですが、1枚目、ピンク色の調査日誌に日時と地番図のページ番号を記入して
いただき、記名、押印の上で9月総会で提出をお願いいたします。提出していただくのは、
今日お配りしています一覧リストと日誌が入ったファイルと、バインダーに挟んだままの地
番図の2つです。

提出いただきました結果は、事務局で集計しまして、緑と黄色の判定の土地所有者へは利
用意向調査アンケートが実施されます。赤判定の土地につきましては、今後、農業委員会で
農地であるか非農地かの判断を行います。非農地と判断された土地の所有者へは非農地通知
書が送られます。

今年も調査の際には名札、農業委員会の帽子を着用いただき、野生動物や転倒、熱中症な
どにも十分ご注意ください。ご不明な点や地図で見づらい箇所がありましたら、事務局、ま
たは各庁舎分室までお問合せください。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、調査の
ご協力よろしくをお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、その点に関して質疑応答を行います。

今の説明で疑問な点等がありましたらお願いします。

篠宮委員。

篠宮委員 この1番目の住所氏名ですが、亡くなっている人はどういう対応をするのでしょうか。

会 長 事務局のほうから。

事務局（三浦副主査） 地番リストに記載されている所有者の住所と氏名ということでしょうか。そこは特に何か修正していただく必要はありませんので、土地の判定だけ書いていただければと思います。

篠宮委員 氏名のないのがありますよね。そこは名前は載っているんですけども、名前入りでも亡くなっている人がいるので、そこはそのままいいですか。

会 長 相続終わっていないところは前の人。相続がまだきちんと済んでいないから亡くなった人の名前になっているところもあります。

篠宮委員 それはそのままです。

事務局（三浦副主査） そのままで大丈夫です。

篠宮委員 分かりました。

会 長 そのほかにありましたら。

鈴木委員。

鈴木（滋）委員 昨年も申したんですが、特に表郷地区、私は表郷しか知らないのですが、農家の方々は十分承知だと思うんですけども、やはり桑園というのは、桑園の木そのまま残っている、桑がそのまま残っている畑が大半です。この判定となると頭が痛くなるんですけども、木とか雑木類が繁茂して山林みたいになっているやつはあれですけども、私、金山地区は、ただの畑だなと思ったら、そこまで行かなくてももう桑が残ってしまっているところ。この判定にはちょっと頭が痛くなるんですけども、何か見解お願いできませんか。

会 長 今、鈴木委員のほうから、大きくなった桑の木に関して、どういうふうな判断を示したらいいかということで質問が出ましたが、事務局のほうではどうでしょう。

事務局（三浦副主査） 桑の木が大きくなってしまったところですか、そういったところの判定について、去年もお話しいただきまして、大変難しいところだと。ほかの農業委員会でも、恐らくそういった桑畑、桑園を抱えているところもあると思いますので、そういったところがどうされているとか、こちらのほうで県に問い合わせしてみまして、後日お答えできるようにしたいと思います。

鈴木（滋）委員 ついでに一つお願いなんです、実際に、わざわざぶん投げておくというわけでないし、耕作放棄地と言われても困るので、いわゆる赤には持っていかないようにとは自分は思っています。何かすれば、農地なので、そういうことは可能なので、その現状をちょっと調べる中での意見としてお願いできればと思います。

会 長 事務局。

事務局（三浦副主査） こちらの調査をそれぞれの地区の担当委員さんをお願いしているのも、やっぱりその地区の実情というのをある程度反映させていただく必要があるためですので、その辺りについても一緒に回答できるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会 長 今、鈴木委員のほうから、大きくなって、あんなには桑の木はまだできていないから黄色という、桑の木の判断というところを考えているというのも出たんですけども、そこに何かからまっているならともかく、桑の木だけだったらそういう見方もできるんじゃないかと。だから、調査前にやっぱり共通する見方というのが必要なのかなという意見も出ましたので、その件に関してどなたか。

事務局（三浦副主査） 調査前にはご連絡できるようにします。

事務局長 今のお話もありました桑園に対する白河市としての見解はこうだとただ聞くのではなくこちらの意思を示して、そういう形で問題ないかということも確認し、三浦が申し上げましたように調査前に委員さん全員には共有できるように回答させていただきます。

会 長 そのほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、利用状況調査につきましては、次回の総会時までには提出できるようにお願いいたします。

その他、事務局より報告事項がございます。

事務局。

事務局長 大変お疲れさまでございました。

今しがた説明させていただきました農地利用状況調査につきましては、ほかにも質問等、不明な点等ございましたら、お気軽に事務局までお問合せいただければと思います。

また、担当からもお話がありましたが、安全が第一でございますので、くどいようではございますけれども、くれぐれも安全に配慮した上で調査を行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

続きまして、明日行われます一般社団法人福島県農業会議主催の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の件でございます。

先月の総会におきまして、今年の研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため各農業委員会ごとに参加者数が割り当てられており、本市の割当は4名とのお話をさせていただきました。会長と協議の上、また委員ご本人ご承諾の上、鈴木俊信委員、高橋亨委員、和知俊一委員、そして矢野会長の4名で参加することにいたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、参加される委員さんには、特段通知はきてはおりませんが、テキストとして使用する場合がございますので、先月の総会でお配りいたしました農業委員会業務必携をご持参いただければと思います。

続きまして、次回総会の日程でございます。次回は9月30日水曜日になります。午後2時より、同じくここ表郷公民館での開催となります。

私からは以上であります。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和2年第8回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時5分)